

平成26年度事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置の導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

② ①に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象装置

① 衝突被害軽減ブレーキ

② ふらつき注意喚起装置

（機能要件）

(i) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起。

(ii) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

③ 車線逸脱警報装置

（機能要件）

(i) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。

(ii) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が30cm以内に警報を発生させなければならない。

(iii) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも2つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

- ④ 車線維持支援制御装置
- ⑤ 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

(機能要件)

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備えるものとする。

- (i) ロールオーバー制御機能（車両のロール安定性を高める機能）
- (ii) 方向安定性制御機能（車両の方向安定性を高める機能）

(4) 補助対象車種（補助対象装置を搭載した事業用の車両）

- ①車両総重量8トン以上のトラック
- ②バス
- ③タクシー（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置）

(5) 補助対象期間

平成26年4月1日以降に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入をするものであって、次の申請方法によるものとする。

- ・募集期間（補助金交付申請書兼実績報告書受付期間：平成26年7月1日～平成26年10月31日）
- ・平成26年4月1日～平成26年10月31日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両を購入したもの。

(6) 補助率

取得に要する経費の1/2（ただし、補助限度額は下記のとおり）

- ①衝突被害軽減ブレーキ 1車両あたり上限10万円（バスは15万円）
- ②・ふらつき注意喚起装置
 - ・車線逸脱警報装置
 - ・車線維持支援制御装置

1車両あたり上限5万円

※②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助する。

- ③車両横滑り防止装置 1車両あたり上限10万円

※同一車両に複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限15万円（バスは30万円）

(7) 補助採択の方針

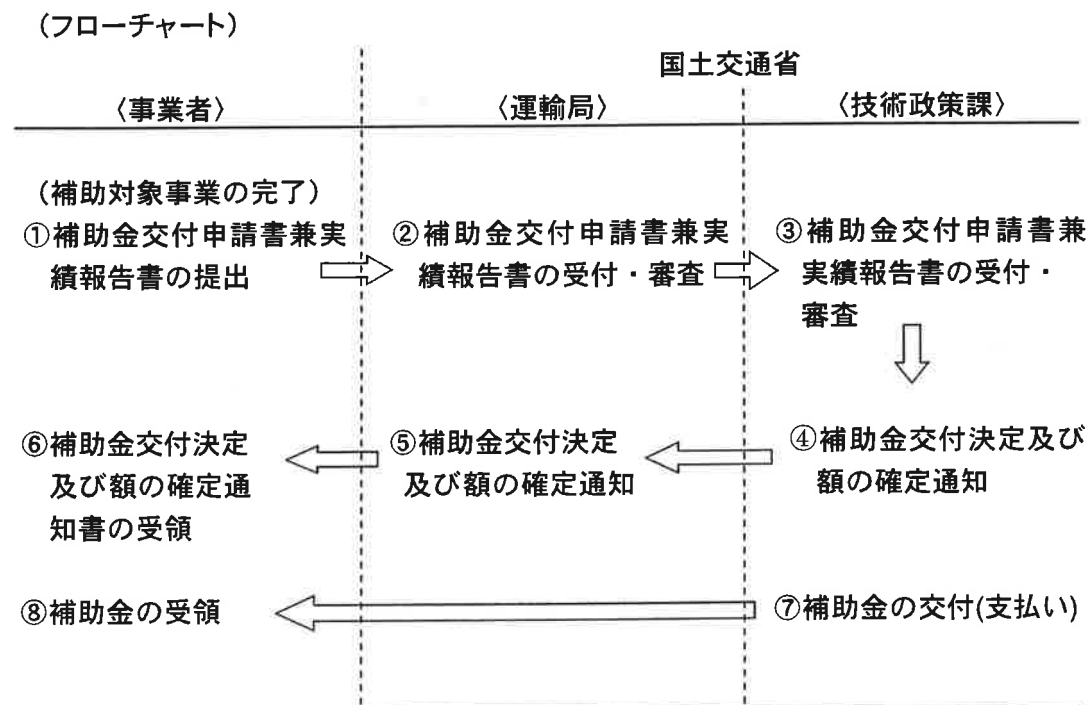
補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (i) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年

9月19日付国土交通省国自第1087号)又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号)に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること

- (ii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- (iii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として、トラック・タクシーは4年、バスは5年を超えることとし、リース契約期間が当該期間を経過していない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
- (iv) 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則(ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません)とするが、振出日から3ヶ月以内に支払期日(満期日)が到来する約束手形(本人手形に限る)についても認めるものとする。
- (v) 同一事業において、他の国の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けないこと。
- (vi) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

2. 補助金交付までの流れ



① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (5) の募集期間内に、次に記載している書類に必要な事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局等に提出すること。(1)~(4)については3部（1部は地方運輸局分、2部は国土交通本省分）、(5)~(17)については2部（地方運輸局及び国土交通本省分）提出すること。詳細はホームページ掲載資料を参照のこと。

- (1) 交付要綱第1の3号様式（交付申請書兼実績報告書）
- (2) 実施要領別紙3（交付申請書兼実績報告書別紙）
- (3) 交付要綱第9号様式（請求書）
- (4) 振込先調書
- (5) 自動車運送事業報告規則第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書）
- (6) 安全マネジメントに関する書類
- (7) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (8) 補助対象経費の基礎となる見積書又は補助対象経費の基礎となる仕様書
- (9) (申請者がリース事業者の場合)貸与料金の算定根拠明細書
- (10) (申請者がリース事業者の場合)申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（登記簿謄本の写し、貸借対照表及び損益計算書等）
- (11) (申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を経過していない場合)取得後5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類（トラック4年、バス5年）
- (12) 補助対象装置を購入した際の領収書の写
- (13) 振込証明書又は通帳の写
(補助対象装置を申請者が支出したことを証明する確約書の代用可)
- (14) 補助対象装置の納品書の写
- (15) 車検証の写
- (16) 補助対象装置の設置したことを確認するに足る書類(車検証備考欄に当該補助対象装置の記載がない場合は、補助対象装置の設置が記載されている納品書又は請求書等)
- (17) (申請者がリース事業者の場合)賃貸契約書の写

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から交付申請書兼実績報告書（以下「実績報告書等」という。）の提出がなされたときは、各地方運輸局において実績報告書の受付及び審査を行った後に技

術政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局から進達があった実績報告書等について、技術政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について、導入実績を認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。（自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を地方運輸局経由で当該申請者に通知するものとする。）

④ 補助金額の確定

技術政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間等

【申請受付期間】

平成26年7月1日～平成26年10月31日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付時間】

9時～16時

【申請受付方法】

各地方運輸局申請受付場所への申請書類持ち込み

4. 注意事項

補助金交付申請状況において、予算額に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとします。また、その旨について翌日までに公表を行います。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は別添に記載している各運輸局窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。